

Q 清算期間内の実労働時間の過不足を次の清算期間に繰越してもよいか

A

清算期間の実労働時間が所定労働時間を下回ったとき、所定の賃金を支し、不足分を次期に繰り越す「借り時間」の取り扱いは認められています。

ただし、次期の所定労働時間と借り時間の合計が法定労働時間の総枠の範囲内でなければなりません。

このため、労働時間の不足があった場合には、当該清算期間に欠勤控除として賃金カットをするのが実務的といえます。

なお、超過労働時間の次期清算期間への充当（いわゆる「貸し時間」）は、労基法 24 条の賃金全額払の原則に違反しますので認められません。